

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

総務省令 内容検討に向けた意見

(本文6ページ)

ソフトバンク株式会社
2022年7月1日

はじめに

各論点への意見

論点 1

規律対象事業者
の基準



関連：論点 4 報告基準・内容

論点 5

特定利用者情報
の定義



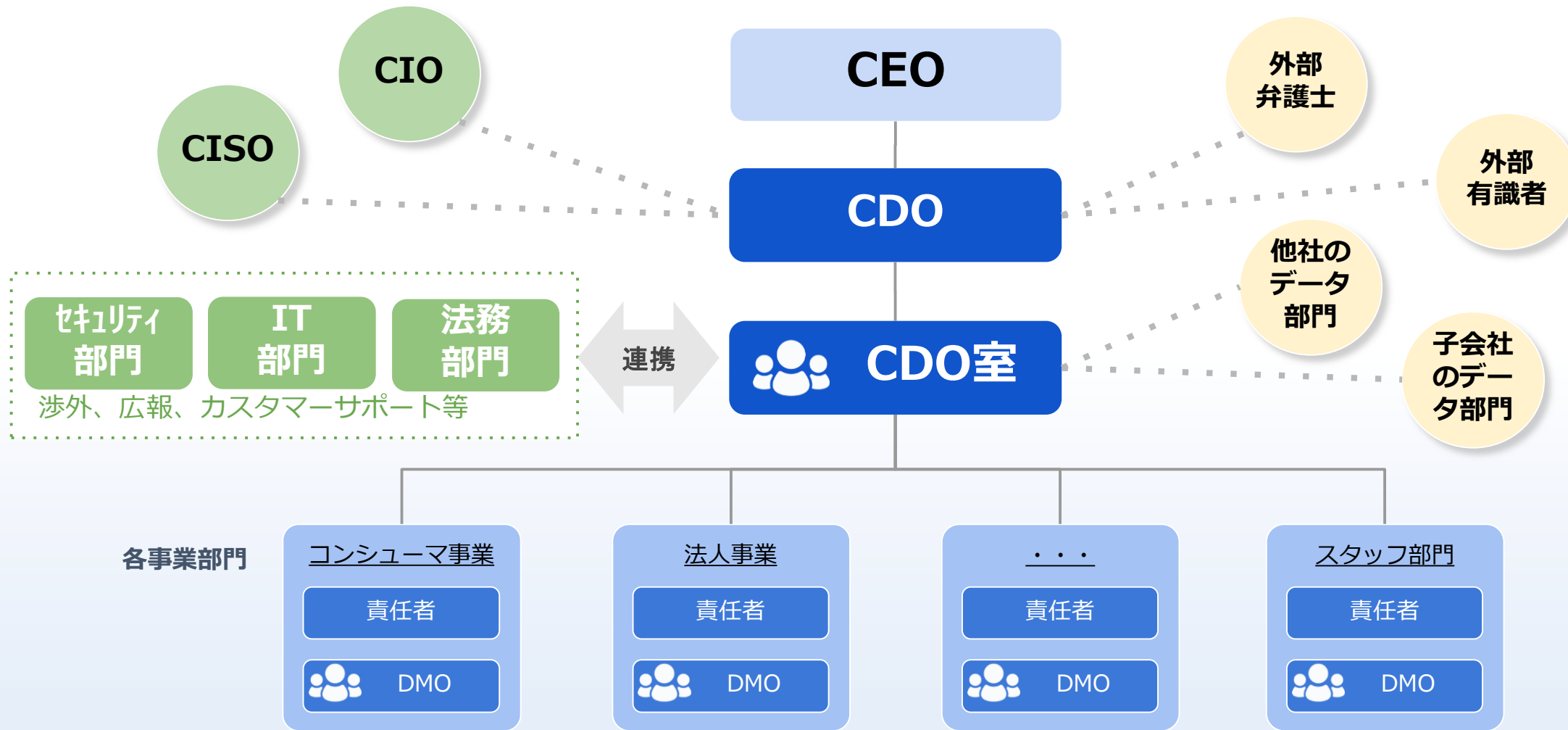
論点 7

情報取扱方針
海外安全管理



参考) 弊社CDO室

2019年12月に社長直轄組織として**CDO室を設置**、CIOやCISOとは別にCDOを新設、常務執行役員が個人情報保護責任者をつとめております。



*CDO : Chief Data Officer

*DMO : Data Management Office

はじめに

電気通信事業の高い公共性を鑑み、電気通信役務の円滑な提供や利用者の安心安全、プライバシー確保の観点から、事業者の高いガバナンスを求め、利用者へのわかりやすい説明を行うことで、**利用者情報の取扱いの透明性を高めることに賛同します。**

そのうえで、具体的に3つの視点で、ご検討をお願いしたく、意見を申し述べます。



利用者視点

利用者にとって意味ある基準となっているか？



規範のわかりやすさ

事業者*にわかりやすく、利用者に説明しやすい内容か？

(*翻訳が必要で、英語版で理解を深める外国の事業者含む)



規範の実効性

遵守にあたり、構造的な課題が解消されているか？

各論点への意見

論点 1

規律対象事業者 の基準



関連：論点 4 報告基準・内容

論点 5

特定利用者情報 の定義



論点 7

情報取扱方針 海外安全管理



規律の対象となる電気通信事業者(役務)の基準(新法※第27条の5関係) 6

● 特定利用者情報の適正な取扱いの規律の対象となる(総務大臣が指定する)電気通信事業者が提供する電気通信役務(「内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務」)の対象基準について、検討が必要。

● 利用者への影響が限定的な電気通信事業者に対する配慮も必要であるため、「電気通信事業者」(パスチェック会)



利用者視点

ご議論頂きたい事項

- 対象となる電気通信役務の基準として、例えば、以下が考えられるのではないか。
 - ✓ 利用者(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者)数1000万人以上を有する電気通信役務
- ※ 「利用者数」は、前年度末(3月末)時点における(月に少なくとも一度利用した)月間アクティブ利用者数の年平均値としてはどうか。なお、検索サービスの利用者数は、スマートフォンにおいてはログインをした状態で検索サービスを使用することが一般的であるため、登録アカウント数を代替的に用いてはどうか。
- その他考慮すべき事項はあるか。
- なお、対象外となる電気通信事業者を営む者にも、ガイドライン等で利用者情報の適正な取扱いの推奨が必要か。

規律対象となる特定利用者情報の詳細(新法第27条の5関係) 15

● 規律対象となる特定利用者情報(規律対象の電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報のうち、通信の秘密に加え、利用者(契約締結又はID等で利用登録をした者)を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの)の詳細について、検討が必要。

電気通信役務に関して取得する通信の秘密に該当する情報

電気通信役務に関して取得する利用者(契約締結又は利用登録をした者)を識別することができる情報で、総務省令で定めるもの



規範のわかりやすさ

※「個人データ」は、個人情報データベース等を構成する個人情報(個人情報保護法第16条第3項)
※「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるもの(利用方法から個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。(個人情報保護法第16条第1項)
一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの

ご議論頂きたい事項

- 特定利用者情報は、通信の秘密に加え、利用者(契約締結又は利用登録によりアカウントを有する者)を識別できる情報であつて、「データベース等を構成する利用者(契約締結又は利用登録した者)の情報」が考えられるのではないか。その他考慮すべき事項はあるか。

情報取扱方針の詳細②(新法第27条の8関係) 24

ご議論頂きたい事項

- 公表する情報が多くなるほど、利用者にとってわかりにくくなってしまうという事情も考慮し、利用者が安心して信頼できる電気通信サービスを提供する観点から、必要最低限の事項として、ホームページにおいて、利用者が理解しやすいわかりやすい記載により、例えば、以下を記載した情報取扱方針を策定頂くことが考えられるのではないか。(なお、既にプライバシーポリシーを定めている場合は、既存のものに必要事項を付け加えることで問題ないのではないか。)



規範の実効性

- ▶ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合、委託先(再委託先を含む)の所在国の名称
- ▶ 外国に所在するサーバに特定利用者情報を保存する場合、サーバの所在国の名称(保存する可能性がある国の名称を含む)

4. 利用者からの相談等に応ずる営業所等の連絡先

- その他考慮すべき事項はあるか。



論点1 規律対象事業者の基準

対象事業者について、登録電気通信事業者は**全て対象とすべき**と考えます。

電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点から、高いガバナンスが求められていると理解しています。

利用者から見た、安心安全、プライバシーを確保するためには、規模は関係ありません。

その**質で基準を設けるべき**で、既存の関連基準をふまえれば、**100万人が最低ライン**と考えます。

また、電気通信役務を行う事業を保有する個社で1000万人未満であっても、グループ会社等とその個人情報を「**共同利用**」等とすることで全体としての利用者数は1000万人を超える場合があります。

そうした場合も含め、**実質的な利用者数を基準とすべき**と考えます。（関連：論点④）

論点4 利用者数の報告

論点①でお示したように、登録電気通信事業者は全て対象にすべきであるため、報告対象は全てとすべきと考えます。

利用者数の報告にあたっては、グループ等での共同利用も含め、**実質的な利用者数も報告対象とすべき**と考えます

電気通信事業ガバナンス検討会 報告書

3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いの促進

(1) 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象

デジタル技術の導入による革新的なサービスの提供や社会のDXを一層促進する観点から、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保し、デジタル技術の活用に対する利用者の不安を取り除いていく必要がある。そのためには、電気通信事業者における情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクに対する予防的措置として、ISO/IEC 27000 シリーズ等の国際標準や諸外国等における規制等との整合を図りつつ、電気通信事業者の特性に応じた取組を自ら実施することを促進していくことが必要である。

電気通信事業は、憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業であり、情報漏えい時には、個人的法益のみならず、社会的法益・国家的法益の侵害にもつながりかねない事業であるため、情報の取扱いには特に高い信頼性が求められる上、基本的に、情報はひとたび漏えい等すると利用者にとって取り返しのつかない被害や損害を与えかねないという性質を有する。

このため、それら法益に与える影響に鑑みれば、特に、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者が、信頼できる電気通信サービスを提供することができるガバナンス体制を整えていることは極めて重要であり、これら事業者に対しては事業者の自主的な取組に委ねるだけでなく、政府も関与する仕組みによって事業者自らによる取組を促進していく観点から、利用者情報についてより適正な取扱いを確保するための事業者内部の適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律について、検討することが適当である。

一方で、利用者の利益に及ぼす影響が一定程度以下と推察される電気通信事業者やスタートアップの電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮も必要であり、まずは利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に限定して規律を適用することが適当であると考えられる⁶⁴。

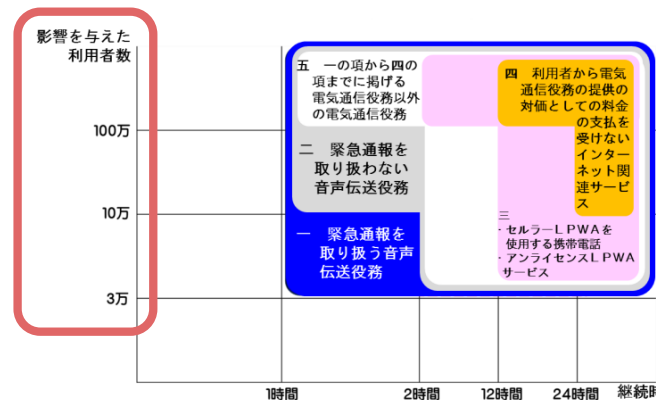
その際、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者であることを示す基準については、極めて大多数の国民が利用しているサービスでは、その取り扱う利用者情報も極めて多くなること⁶⁵等を念頭に、利用者数に応じた基準を定め、必要となる措置を求めていくことが適当である⁶⁶。なお、当該基準については、今後、電気通信サービスの提供や利用の実態について、広く電気通信事業者や利用者等の意見を踏まえつつ検討を行っていくことが必要である。

利用者にとっては、情報の取扱いの高い信頼性が求められる点と同じ

自由なビジネス阻害しないための配慮に規模は関係ないので？

電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン (第5版)

(報告を要する重大な事故) 第58条
法第28条の総務省令で定める重大な事故



・重大な事故の報告時の利用者数の基準は、3万、10万、100万

・電気通信サービスの法益をふまえれば、基準を設けるとしても最低でも100万ではないか？

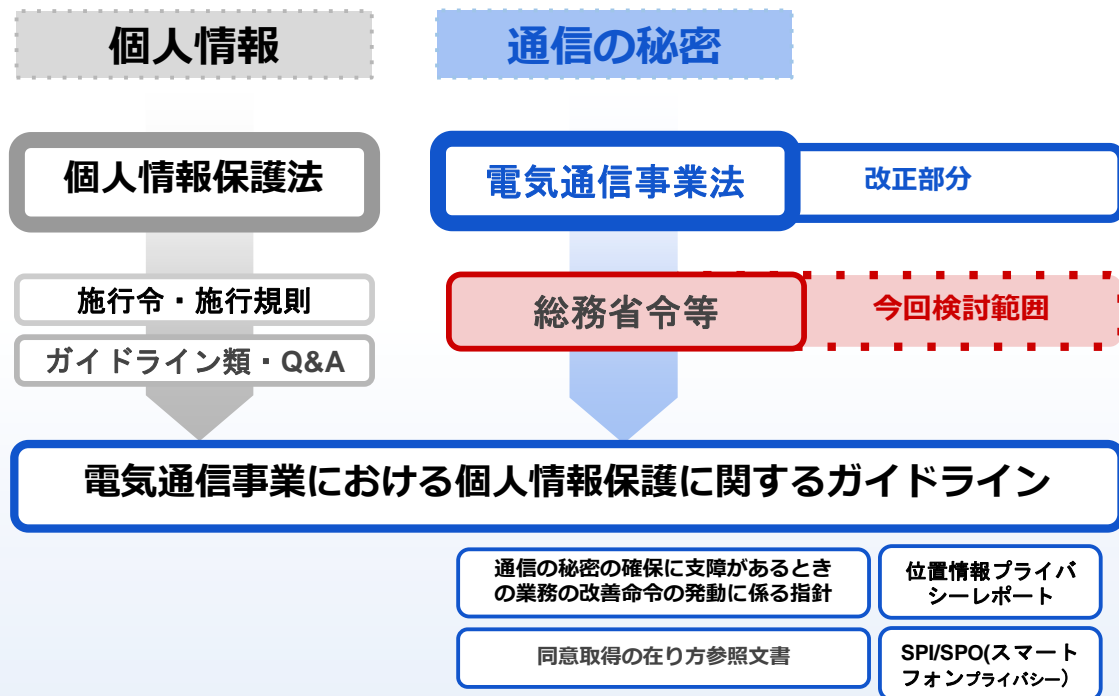
図2 施行規則第58条第1項の表の上段に掲げる電気通信役務の区分に応じた基準

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送業務	1時間	3万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送業務	2時間	3万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項で定める条件に適合する無線設備をいう。）を使用する携帯電話（一の項又はこの項に掲げる電気通信役務を除く。）及び電気通信事業報告規則第1条第2項第18号に規定するアンライセンSLPWAサービス	1時間	10万
	12時間	3万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払いを受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	2時間	100万
	24時間	10万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	2時間	3万
	1時間	100万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能となる事故

電通GLは個人情報保護法と電気通信事業法の要素が混在

ガイドラインの構成



個人情報の適正な取扱いは、電気通信事業者の業種・規模を問わず一律適用

1-2 適用対象（第2条第1項関係）

第2条（第1項）

1 **本ガイドライン**の規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

外国にある個人情報取扱事業者等（※1）が、日本の居住者等国内にある者（※2）に対する物品又は役務の提供（※3）に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用される（※4）。なお、域外適用の対象となる場合には、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。

電通GLは電通法の用語定義と一部異なる。事業規模による規範の差異を設けるべきではないという考え方。

2 定義

2-1 電気通信事業者等（第3条関係）

第3条

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条及び法第16条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **電気通信事業者** 電気通信事業（電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業をいう。）を行う者をいう。 (中略)

本ガイドラインで使用する用語は、電気通信事業を行う者が取り扱う個人情報を広く対象とするため、電気通信事業法の用語の例とは必ずしも一致しない。

「**電気通信事業者**」とは 電気通信事業法上は、電気通信事業を営むことについて、登録、届出という行政上の手続を経た者をいうが、同じサービスを提供しながら本来行わなければならない手続を経していないという理由でガイドラインの対象外となるのは不合理であることから、本ガイドラインでは、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とする。なお、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者についても、同法第4条（秘密の保護）の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから、本ガイドラインの対象とする。また、営利を目的とせずに電気通信事業を行う者についても、個人情報を適正に取り扱うことは求められることから、本ガイドラインの対象とする。なお、電気通信事業法の規律は事業規模にかかわらず及ぶことから、本ガイドラインで電気通信事業者に求められる措置は、事業規模にかかわらず同じとなる。

対象事業者

電気通信事業法の**電気通信事業を行う者**が対象

- ・ **事業規模にかかわらず対象**
- ・ 登録、届出がなくても対象
- ・ 営む者も対象
- ・ 営利目的ではない場合も対象

考え方

利用者視点において規模等による差異はない

- ・ 個人情報保護の必要性
- ・ **個人情報の適正な取扱い**

現GLも、個人情報の適正な取扱いについて、事業規模による差異を設けるべきではないという考え方

電気通信サービスに該当する範囲が、実質的な利用者数

2 定義

2-1 電気通信事業者等（第3条関係）

第3条

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条及び法第16条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（中略）

- (2) 電気通信役務 電気通信事業法第2条第3号に定める電気通信役務をいう。
- (3) **電気通信サービス** 電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務及びこれに付随するサービスをいう。

「電気通信役務」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することと定義されている（電気通信事業法第2条第3項）。

「**電気通信サービス**」とは、電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務以外にも、これに付随するサービスも含む。電気通信役務に付随するサービスとしては、電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス（ネットワークでのフィルタリング、ルータ等接続機器の貸与、システムの開発・保守等）や電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス（端末の位置検索、セキュリティ、決済代行、端末の販売・保証、アプリケーションソフトウェア・動画・音楽配信、電子マネーポイント還元サービス、電話帳発行業務等）が該当する。

また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行う場合においては、電気通信サービスに該当する。

対象役務：「電気通信サービス」

電気通信事業法の**電気通信事業を行う者**が対象

- ・電気通信役務
- ・電気通信役務に付随するサービス
 - ・一体的に提供され切り離すことができないサービス
 - ・電気通信役務の利用を前提としているサービス
- ・電気通信役務に係る個人情報と**同じID等で紐づけを行う場合**

同じID等で紐づけを行い利用されている数が、
実質的な「電気通信サービス」の利用者数



論点 **5** 特定利用者情報の定義

規律対象となる**特定利用者情報**について、用語の定義やその関連性、相違する点等について、より**具体的な説明を希望**します。

利用者にわかりやすい説明、適切な選択の機会を提示するためには、対象となる事業者（その規模を問わず）が十分に理解することが前提となる

と考えるためです。

「特定利用者情報」については、以下の情報とオーバーラップしますが、文書のページ数も膨大で、一般の事業者にはその読み取りが困難です。

複数文書の関連、考え方の違い、間違えやすいと思われるポイントについて、

具体例をあげて説明、広く周知いただくことを希望します。（c.f. P.11）

- ・ 個人情報保護法が定義する「個人に関する情報」「個人情報」「個人関連情報」
- ・ 電気通信事業を行う者全てに適用される「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」のいわゆる「利用者情報」*との違い（契約者ではない加入者を含む）

なお、他省庁の文書で「パーソナルデータ」と呼ばれることが一般的と理解しています。（c.f. P.12）

電気通信事業者が個人情報保護法と電気通信事業法の双方に円滑に対応できるよう、省庁間で解釈の差がないことはもちろん、事業者が利用者にわかりやすく説明するために、わかりやすい規範の整備を進めていただくことを希望します。

利用者向けに区別して、わかりやすく説明するには現在でも複雑

個人情報保護法の範囲とパーソナルデータ

現在の電通GLでの対象情報（利用者情報）

通称：パーソナルデータ*（次ページ）

個人情報保護法

生存する
個人に関する情報

個人関連情報*

*生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報「以外」

個人情報※

※但し、個人情報保護法の英訳版では個人情報はPersonal information、個人データはPersonal dataと訳されている

仮名加工情報

匿名加工情報

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

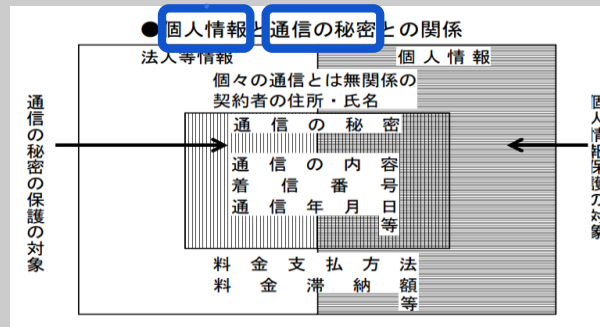
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 2 定義より作成

現行 電通GL

1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）

第2条（第2項、第3項）

- 2 電気通信事業者は、**個人情報の保護**に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定及び**通信の秘密**に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 電気通信事業者は、第3章に規定する**各種情報**については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。



各種情報

- 通信履歴
- 利用明細
- 発信者情報
- 位置情報
- 不払い者情報
- 迷惑メール等送信に係る加入者情報
- 電話番号情報

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）の解説 P.12～13、P194～209

*パーソナルデータの外数に、統計情報や産業データ等

パーソナルデータという用語が用いられている政府の文書

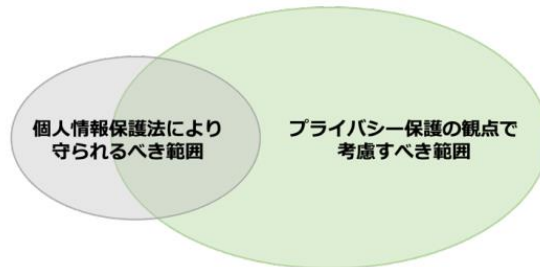
「パーソナルデータ」の呼称が用いられている政府文書の例

#	出典		記載の例
1	Act on the Protection of Personal Information	個人情報保護委員会	(Definition) Article 2 (6) “ Personal data ” in this Act means personal information constituting a personal information database etc.
2	DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2	経産省/総務省	パーソナルデータ とは、個人情報保護法の個人情報だけではなく、個人に関連するあらゆる情報を指す。
3	「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」	総務省	「情報銀行」は、実効的な本人関与（コントローラビリティ）を高めて、 パーソナルデータ の流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというもの。
4	デジタル広告市場の競争評価 最終報告 デジタル市場競争会議 2021 年 4 月 27 日	内閣官房	パーソナル・データ （例えば閲覧履歴データ）
5	デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会	消費者庁	パーソナルデータ （プロファイリング文脈で使用）

#2 P.15
範囲についての説明例

図表 3 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲

プライバシーの保護の観点で考慮すべき範囲は、消費者保護とプライバシー保護の重要性に基づいて、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されず、取り扱う情報や技術、取り巻く環境によって変化することから、特段の配慮が必要となる。



- 【例】
- カメラによって個人に不安や居心地が悪い感情を与える
 - データが勝手に個人に結びつけられてしまい、個人にとって害のある情報も収集されるのではないかと懸念が生じる
 - 目的外利用されてしまい、自分の情報が意図に反して利用されてしまうのではないかと恐怖と不安が生まれる
 - 第三者への提供により、二次利用によって更なるプライバシー問題が引き起こされるのではないかと不安がうまれるなど…



論点 7

情報取扱方針 安全管理(海外)

情報取扱方針について、利用者の理解しやすさを重視、必要最低限の事項についてわかりやすい記載により、**透明性を高めるという考え方に賛同**します。

3. 安全管理措置について

クラウドの利用が一般的となっている中で、外国に所在するサーバの保存国については、クラウド事業者が開示を拒否する場合もあり、個々の事業者の努力だけでは難しい側面があります。クラウド事業者等委託先の情報開示の現実をふまえ、

実効性がある規範としていただくことを希望します。

例えば、具体的にご検討いただきたい事項は以下です。

- ・ **政府に外国ベンダー向けの英語版説明資料を用意いただく**
- ・ **政府からクラウド事業者に働きかけをいただく**
- ・ **クラウド事業者の回答拒否時の対応のガイド、相談先などの設置、等**

参考) 弊社今後の課題
([2022/4/22利用者WGモニタリング時弊社発表資料](#)より)

海外ベンダーに説明が難しい



- ・ 罰金が高額で執行が厳しいGDPR優先。
- ・ GDPRに対応すれば、日本の法律に対応できるとの誤解
- ・ 日本法やGLは、日本語のみで、海外ベンダに説明困難

お客様のプライバシーを最優先に考えます。

1 お客様の
意思を最大限に
尊重します。



2 お客様視点に
立ちわかりやすく
説明します。



3 お客様の
大切なデータを
厳重に管理します。



4 パーソナルデータを
適切な体制で
取り扱います。



5 パーソナルデータを
利用し社会課題の
解決に取り組みます。



